

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
高知県高性能林業機械等緊急整備事業費補助金交付要綱 第 1 条～第 12 条 【略】 （附 則） 1 この要綱は、令和 5 年 7 月 6 日から施行する。 2 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限りその効力を失う。ただし、この要綱の基づき交付された補助金については、第 5 条第 1 項第 3 号から第 7 号まで及び第 2 項、第 8 条第 3 項及び第 4 項並びに第 11 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 （附 則） この要綱は、令和 6 年 1 月 29 日から施行する。 （附 則） この要綱は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。 別表第 1 ～ 2 【省略】	高知県高性能林業機械等緊急整備事業費補助金交付要綱 第 1 条～第 12 条 【略】 （附 則） 1 この要綱は、令和 5 年 7 月 6 日から施行する。 2 この要綱は、令和 7 年 5 月 31 日限りその効力を失う。ただし、この要綱の基づき交付された補助金については、第 5 条第 1 項第 3 号から第 7 号まで及び第 2 項、第 8 条第 3 項及び第 4 項並びに第 10 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 （附 則） この要綱は、令和 6 年 1 月 29 日から施行する。 別表第 1 ～ 2 【省略】

別表第3（第3条関係）					別表第3（第3条関係）				
事業区分	補助対象経費	林業機械区分	単位	補助率	事業区分	補助対象経費	林業機械区分	単位	補助率
1 省エネルギー林業機械導入支援事業	燃費性能の高い高性能林業機械等の導入に要する経費とし、対象となる林業機械は、「林業機械区分」に掲げるものとする。	ハーベスタ プロセッサ フェリングヘッド付きフォーク収納型グラップルバケット スイングヤーダ フォワーダ ウインチ付きグラップル 林業用四輪駆動ダンプトラック グラップルソー	台 台 台 台 台 台 台 台	3分の1以内 ただし、1台(件)当たり補助金額1,500万円を上限とする。	1 省エネルギー林業機械導入支援事業	燃費性能の高い高性能林業機械等の導入に要する経費とし、対象となる林業機械は、「林業機械区分」に掲げるものとする。	ハーベスタ プロセッサ フェリングヘッド付きフォーク収納型グラップルバケット スイングヤーダ フォワーダ ウインチ付きグラップル 林業用四輪駆動ダンプトラック	台 台 台 台 台 台 台 台	3分の1以内 ただし、1台(件)当たり補助金額1,500万円を上限とする。
省エネルギー林業機械導入支援に関する補助要件について 1 導入する林業機械の燃料消費量の削減（従来の同規格の同機種と比較して、単位あたり燃料消費量の削減）が図られること。 2 補助事業により実施する原木生産の区域は県内、かつ民有林に限ること。 3 導入機械については、機械の規模、性能等が利用計画等からみて適切なものであること。 4 導入機械又は導入機械利用班の導入年度の翌年から3年後の年間原木生産量が、直近3ヵ年の平均実績から10%増加していること。					省エネルギー林業機械導入支援に関する補助要件について 1 導入する林業機械の燃料消費量の削減（従来の同規格の同機種と比較して、単位あたり燃料消費量の削減）が図られること。 2 補助事業により実施する原木生産の区域は県内、かつ民有林に限ること。 3 導入機械については、機械の規模、性能等が利用計画等からみて適切なものであること。 4 導入機械又は導入機械利用班の導入年度の翌年から3年後の年間原木生産量が、直近3ヵ年の平均実績から10%増加していること。				
2 高性能林業機械共同利用事業	共同利用のための高性能林業機械の導入に要する経費とし、対象となる林業機械は、「林業機械区分」に掲げるものとする。	タワーヤーダ	台	3分の2以内	2 高性能林業機械共同利用事業	共同利用のための高性能林業機械の導入に要する経費とし、対象となる林業機械は、「林業機械区分」に掲げるものとする。	タワーヤーダ	台	3分の2以内
高性能林業機械の共同利用（※）に関する補助要件について 1 林業機械については、機械の規模、性能等が利用計画等からみて適切なものであること。 2 素材生産性の目標値が現行作業システムの1.5倍となること。 3 関係法令に基づき必要となる設備を備えたものであること。 4 事業主体は再造林基金の造成・活用など再造林に関する取組を行うこと。 ※共同利用：中小企業等協同組合法に基づく協同組合内の組合員（素材生産事業者）が共同で利用すること。					高性能林業機械の共同利用（※）に関する補助要件について 1 林業機械については、機械の規模、性能等が利用計画等からみて適切なものであること。 2 素材生産性の目標値が現行作業システムの1.5倍となること。 3 関係法令に基づき必要となる設備を備えたものであること。 4 事業主体は再造林基金の造成・活用など再造林に関する取組を行うこと。 ※共同利用：中小企業等協同組合法に基づく協同組合内の組合員（素材生産事業者）が共同で利用すること。				
3 林地残材搬出等機械導入支援事業	林地残材搬出等に使用する燃費性能の高い機械の導入に要する経費とし、対象となる機械は、「林業機械区分」に掲げるものとする。	グラップル 林地残材搬出用車両（土砂禁ダンブ） 林地残材搬出用車両（脱着装置付コンテナ自動車）	台 台 台	3分の1以内 ただし、1台当たり補助金額1,500万円を上限とする。	3 林地残材搬出等機械導入支援事業	林地残材搬出等に使用する燃費性能の高い機械の導入に要する経費とし、対象となる機械は、「林業機械区分」に掲げるものとする。	グラップル 林地残材搬出用車両（土砂禁ダンブ） 林地残材搬出用車両（脱着装置付コンテナ自動車）	台 台 台	3分の1以内 ただし、1台当たり補助金額1,500万円を上限とする。
林地残材搬出等機械導入支援に関する補助要件について 1 導入機械の燃料消費量の削減（従来の同規格の同機種と比較して、単位あたり燃料消費量の削減）が図られること。 2 事業主体は高知県再造林推進会議に入会すること。 3 機械導入年度の翌年から3年後の林地残材搬出量が、直近3ヵ年の平均実績から10%増加又は120%以上としていること。 4 関係法令に基づき必要となる設備を備えたものであること。					林地残材搬出等機械導入支援に関する補助要件について 1 導入機械の燃料消費量の削減（従来の同規格の同機種と比較して、単位あたり燃料消費量の削減）が図られること。 2 事業主体は高知県再造林推進会議に入会すること。 3 機械導入年度の翌年から3年後の林地残材搬出量が、直近3ヵ年の平均実績から10%増加又は120%以上としていること。 4 関係法令に基づき必要となる設備を備えたものであること。				
(注) 補助金額については、事業費に「補助率」欄に定める単価等を適用して算出するものとし、当該補助金額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。					(注) 補助金額については、事業費に「補助率」欄に定める単価等を適用して算出するものとし、当該補助金額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。				